

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時10分)

休憩中に議案が提出されました。議案第64号物品購入契約の締結について (令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入) が町長より提出されたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第64号物品購入契約の締結について (令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入) を日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例が町長より提出されたので、この議案を追加日程第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取扱い等について審議してください。 (13時17分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時54分)

この議案の取扱いについて、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。それでは議会運営委員会の報告を申し上げます。議案

第64号物品購入契約の締結について及び議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、12月8日、午後1時半より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期の変更はありません。

次に、審議内容について申し上げます。議案第64号物品購入契約の締結については、議案第55号の審議に関連する再上程されました物品購入契約でありますので、委員会付託ということで、総務文教常任委員会に付託をします。

次に、議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例については、委員会付託、観光経済課を所管します産業厚生常任委員会に付託ということで多数の意見がございましたので、それに決したいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

議 長 議会運営委員会の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 追加日程第1「議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）。

令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金763万9,500円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金69万4,500円。）

4、契約の内容。小中学校校務用パソコン購入。

5、契約期間。自、町議会の議決を得た日。至、令和3年1月29日。

6、契約の相手方。神奈川県厚木市田村町8-10、本厚木トーセイビル、株式会社JMC神奈川中央支店 支店長 市川峻。

令和2年12月8日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第64号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入について）御説明を申し上げます。

1枚おめくりください。参考資料1を御覧ください。件名につきましては、令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入でございます。

場所につきましては、足柄上郡松田町松田庶子204番地、松田町立松田小学校ほか2校でございます。寄小学校、松田中学校、合計3校分でございます。

納期につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内、令和3年1月29日まででございます。

契約金額につきましては、763万9,500円。

前金払、部分払、契約保証金につきましては、なしでございます。

契約金支払場所につきましては、松田町指定金融機関松田町役場派出所になります。

上記委託について、発注者と受注者はおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和2年11月4日、発注者、受注者はそれぞれ記名押印したものでございます。

1枚おめくりください。参考資料2を御覧ください。入札につきましては6

社でございました。応札されたのは1社でございます。うち4社は当日辞退、棄権1社でございました。入札額が694万5,000円で、税込みの落札価格が763万9,500円の株式会社JMCでございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。パソコン購入の仕様になります。1、件名、2、納品場所、3、納期につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

4、機器等の内容につきましては、機器等の学校別内訳につきましては、松田小学校10台、寄小学校3台、松田中学校27台の合計40台になります。

次に(1)①のハードウェア、機器につきましては、校務用ノートパソコンでございまして、教職員用が使用しますパソコンでございます。仕様につきましては、最終ページを御覧ください。別紙仕様書、仕様明細書のとおりでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 1点だけ、学校で使われるパソコンですよね。今まで何か専用のソフトを入れて学校で授業されていたのかと思うんですけど、そのソフトはここには入っていないんですよね。そこだけです。

教 育 課 長 この契約には入っておらず、別のものになります。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております物品購入契約の締結について(令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入)は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。